

議案第 8 号

八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例

八幡浜市立保育所条例（平成 17 年条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0	八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 1 5 5 0 番地 2 0
八幡浜市立神山保育所	八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2	八幡浜市立神山保育所	八幡浜市五反田 1 番耕地 8 8 1 番地 2
八幡浜市立千丈保育所	八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1	八幡浜市立千丈保育所	八幡浜市松柏甲 6 7 番地 1
八幡浜市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3	八幡浜市立双岩保育所	八幡浜市若山 4 番耕地 2 3 番地 3
八幡浜市立日土保育所	八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3	八幡浜市立日土保育所	八幡浜市日土町 8 番耕地 1 2 5 番地 3
八幡浜市立真穴保育所	八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3	八幡浜市立真穴保育所	八幡浜市真網代乙 1 8 4 番地 3
八幡浜市立川上保育所	八幡浜市川上町川名津甲 6 9 番地 1	八幡浜市立川上保育所	八幡浜市川上町川名津甲 6 9 番地 1
八幡浜市立愛宕保育所	八幡浜市 4 8 7 番地 3	八幡浜市立愛宕保育所	八幡浜市 4 8 7 番地 3
八幡浜市立保内保育所	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 3 7 番地	八幡浜市立喜須来保育所	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地 1 3 2 番地 1
		八幡浜市立川之石保育所	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地 1 2 5 番地 1
		八幡浜市立宮内保育所	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地 8 7 番地 4

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成31年4月1日から、喜須来、川之石及び宮内の3保育所を保内保育所に統合するため。